

産業建設委員協議会記録

開会年月日	令和2年8月31日
開会時刻	午前11時8分
閉会時刻	午前11時40分
出席委員名	◎辻 孝記 ○宮崎 誠 野口佳子 小山 敏
	浜口和久 山本正一 宿 典泰 世古口新吾
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	森田晃司
協議案件	1 伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理期間の変更について《報告案件》
	2 空家等の対策について《報告案件》
	3 流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）区域の受益者負担金等について《報告案件》
	4 農業委員会委員の選任について《報告案件》
	5 所管事業の令和2年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
	6 行政視察について
説明者	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、建築住宅課長、
	産業観光部長、産業観光部参事、農林水産課長、上下水道部長、
	上下水道部次長、料金課長、その他関係参与

協議経過

辻委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理期間の変更について」外3件の協議した。

次に、「所管事業の令和2年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を協議し、令和元年度の所管事業を5事業程度選定することを決定し、事業の選定については正副委員長に一任することとした。

次に、「行政視察について」を議題として協議し、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して管外行政視察及び管内行政視察（神菌11-1号線道路整備工事）の中止を決定し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前11時08分

◎辻孝記委員長

ただいまから、産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理期間の変更について《報告案件》】

◎辻孝記委員長

それでは「伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理期間の変更について」当局から報告をお願いします。

都市整備部長。

●森田都市整備部長

本日は大変御多用のところ、産業建設委員会に引き続き産業建設委員協議会を開催いただき、誠にありがとうございます。

本日の案件は、ただいま委員長から御案内のありましたとおり「伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理期間の変更について」ほか3件の報告案件でございます。

詳細につきましては各担当部署から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

◎辻孝記委員長

農林水産課長。

●廣農林水産課長

それでは、「伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理期間の変更について」御説明申し上げます。資料1の1「指定管理期間変更理由」を御覧ください。

当施設につきましては、施設類型別計画において令和6年度までに施設を譲渡することとなっております。また、現行の管理協定は本年度末をもって満了となります。次期指定管理の更新につきましては、従来どおりであれば令和3年度から令和7年度までの5年間となりますが、指定管理期間を4年間に変更し、令和6年度末の期間満了をもって譲渡しようとするものでございます。

続きまして2の「対象施設の名称、所在地及び現行の指定管理者」につきましては、施設名称は伊勢市二見健康管理増進センター、所在地及び指定管理者は記載のとおりでございます。

次に3の「指定管理期間」につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日を次期期間としたいと考えております。

次に4の「指定管理者選定方法」ですが、当該施設は当地域におけるコミュニティ施設として重要な役割を果たしているため、これまでどおり地元自治会である二見町松下区を指定管理者としたいと考えております。

以上「伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理期間の変更について」御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【空家等の対策について《報告案件》】

◎辻孝記委員長

次に「空家等の対策について」を当局から御報告願います。

住宅政策課長。

●宮瀬住宅政策課長

それでは「空家等の対策について」御説明申し上げます。

資料2を御高覧ください。1の「これまでの取り組みについて」でございます。

(1)の「空家等の適正管理を進めるための活動」につきましては、管理状態が不全である空き家の所有者の方に改善をしていただくための管理依頼・指導を実施させていただきました。市内の所有者の方には個別に訪問させていただき、直接お話をさせていただくとともに、市外や県外の所有者には電話、それから現状の写真等を添付した文書を発送することによって、管理依頼・指導をさせていただきました。

これらの実施件数につきましては、本年2月以降の半年間で約70件、平成29年の対策計

画開始からは累計で約1,500件となっております。

また、本年4月には空き家の適正管理をお願いするチラシを固定資産税納税通知書に同封をさせていただきまして、物件所有者の方に対する啓発を実施させていただきました。6月には厚生地区において空き家対策の研究に有志で取り組んでおられる厚生すみか様と懇談をさせていただきまして、市の空き家対策の取組への理解、それから市街地にある空き家の空き家バンク登録への協力をお願いするなど、空き家対策の普及啓発に努めているところでございます。

次に(2)の「空家バンクの運用状況」でございまして、7月末現在、物件を売りたい、貸したい方に22件、買いたい、借りたい方に151件の登録をいただいております。また、成約件数としては、これまでの累計で18件、うち売買が12件、賃貸6件となっております。

次に(3)の「特定空家等の認定状況」についてでございまして。

周辺に及ぼす影響が大きい特定空き家につきましては、こちらも7月末現在では、これまでに認定した11件のうち資料では4件の除却となっておりますが、8月中旬にもう1件の除却が確認できましたので、合計5件が解除済みとなりました。残り6件についても、引き続き改善に向けてねばり強く指導を実施してまいります。

続きまして、2の「伊勢市空家等対策計画の改定に向けた空家等実態調査の実施について」でございまして。

空き家等対策につきましては、平成29年度から5年間の計画に基いてこれを推進しており、来年度がその最終年度となりますけれども、人口減少に伴い市内の空き家も増加が見込まれることから、引き続き対策を進めていくために令和3年度に改定いたします。平成27年の前回調査で判明した空き家につきましては、空き家台帳として各戸別にデータベース化しております。今回の調査結果を基にデータの更新を図りたいというふうに考えております。調査期間は令和2年8月から令和3年2月末までの6か月間とし、前回の調査結果から解体により減少した件数に加え、新たに空き家となった件数を含めた約2,800件と、前回調査後に水道を閉栓して空き家となった可能性が高い2,000件を加えた約4,800件のほうを調査いたします。

具体的な調査内容といたしましては、調査票に基づき外観を目視により確認し、建物の老朽化の度合い、それから周辺への影響の有無等を調査いたします。

今後のスケジュールにつきましては、実態調査完了後、令和3年度には計画素案の策定、パブリックコメントを経て第2期の伊勢市空家等対策計画を完成させたいと考えております。

以上「空家等の対策について」御説明申し上げます。よろしく御願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

世古口委員。

○世古口新吾委員

担当者の方は大変御苦労さんだと思います。

ここにも令和2年2月からの取組が記載されておりますし、また説明いただいたわけで

ございますが、市内所有者への個別訪問、あるいは市外・県内の所有者への電話・文書による管理依頼、指導をされとるということで、非常にこれ大変だと思います。そうした中でちょっとお聞かせ願いたいのは、最近空き家の件数が増加しておりまして、また空き家との連絡がつかないということで耳にすることがございます。所有者との、空き家との連絡がつかない場合にいろいろ努力されとると思いますが、件数としてどれぐらいあるんかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◎辻孝記委員長
住宅政策課長。

●宮瀬住宅政策課長

現在、その特定空き家と呼ばれるものに関しては所有者不明というのはございません。ただ、実際に管理依頼がございまして、その状態で調べに行くとまだ分からないという方は数件ございますので、その都度行政書士会とかにお願いをしながら調査をしているというのが現状でございます。

まずは近隣地区への聞き取りなどで対応図って情報収集に努め、所有者が亡くなっている場合には相続人を特定することになると思いますので、現状としてはそういう形で推移しております。

◎辻孝記委員長
世古口委員。

○世古口新吾委員

これ、大変だと思います。空き家バンクの運用状況等に対する対応ができなくなるというか、なかなか先の対応ができなくなるんで、これは早急にやっぱりいろんな方法で相手を突き止めていろいろな対応をしていただきたいな、このように思います。そうしないと犯罪とか災害の温床になりますし、よく考えてみますと、今の説明ございましたが、上下水道の将来の影響が出てくると思いますんで、これ、対応していただきたいと思います。答弁があったらお願いします。

◎辻孝記委員長
どういう質問、大丈夫ですか。
住宅政策課長。

●宮瀬住宅政策課長

一番有効な手だてとしては、傷んでしまう前に修理していただくということですので、空き家バンクの利活用をさらにPRさせていただいて、特定空き家を生まないような形にもっていきたいと思います。以上です。

◎辻孝記委員長

世古口委員。

○世古口新吾委員

ありがとうございます。しっかり対応していただきたいと思います。また、いろいろ行われているんやったらお聞かせください。終わります。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

1点だけお願いします。1の(2)なのですが、説明の中でも空き家バンクの重要性というのはもう分かってきたわけでありましてけれども、今回は非常に、2,000件以上のまだ空き家があるということ、調査を4,800からするという事なのですが、駆け込みというところで売りたい貸したい方が22件で、買いたい借りたい方が151件、このバランスも非常に課題があるのかなと、こういうことを思っておるんですけども、もう少し22件ではなくて、なぜここに手を挙げられないのかっていうようなところの課題を整理をしておいたほうが第2期の空き家対策の計画にも当然意味があることになってくるんで、その辺り課題の整理はできておるのか、ちょっとその辺りをお聞きをしたいと思います。

◎辻孝記委員長

住宅政策課長。

●宮瀬住宅政策課長

空き家となった理由というのはなく、各個人いろいろ事情があると思います。今回4,800件の調査をさせていただきますけれども、その中で空き家であるということがはっきりした部分に関しましては、そのあとちょっと無作為ですけども、300件ほどの抽出してアンケート調査のほうをやりたいと思っております。アンケート調査の結果をもちまして、所有者の方にさらなるそういう利活用のPRであるとかそういうことをしていきたいなというふうに思っております。以上です。

◎辻孝記委員長

宿委員。

○宿典泰委員

分かりました。空き家の問題は非常に大事なことで、難しさもあろうと思うんですけど、やはり売りたい方、借りたい方がきちっと目の前で契約できるような状況を、貸したい方借りたい方っていうこともそうでありましてけれども、その辺りのところがやはり4,800件ありながら、22件ぐらいの申し出があるというような状況ですから、その辺りを上げる努力をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）区域の受益者負担金等について《報告案件》】

◎辻孝記委員長

次に「流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）区域の受益者負担金等について」当局から報告をお願いします。

料金課長。

●酒井料金課長

それでは「流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）区域の受益者負担金等について」御報告いたします。資料3を御覧ください。

まず、「これまでの経過」につきまして御説明いたします。今年度から公共下水道第5期事業計画に着手するに当たりまして、本年6月1日に開催されました産業建設委員協議会におきまして、第5期事業計画区域の受益者負担金を1平方メートルあたり508円とすること、また、公共汚水ますの設置につきまして、旧伊勢市の基準に基づいて設置要綱を改定するとの考え方をお示しし、御協議をいただきました。それを受けて7月28日に上下水道事業審議会へ諮問を行い、御審議いただきまして、8月11日付けで原案どおり妥当であると認めていただき、付帯意見もなしとの答申をいただきました。なお、裏面に答申の写しを添付しておりますので御高覧賜りたいと存じます。

今後としまして、6月1日にお示ししました予定を繰り上げまして、9月市議会定例会におきまして、伊勢市公共下水道受益者負担に関する条例に第5期の負担区について、1平方メートルあたり508円とすることを追記するという内容で一部改正をお願いする予定でございます。

以上「流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第5期）区域の受益者負担金等について」御報告いたしました。よろしくお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【農業委員会委員の選任について《報告案件》】

◎辻孝記委員長

次に、農業委員会委員の選任について当局から報告をお願いします。
農林水産課長。

●廣農林水産課長

それでは、「農業委員会委員の選任について」御説明させていただきます。

説明の前に、本案件が追加案件となり、資料配布が遅れましたことをお詫び申し上げます。

では、資料4を御覧ください。

まず、1の「委員選任の経緯」につきましては、現委員の任期が本年12月10日をもって満了となりますので、本年12月11日から令和5年12月10日までの3年間を任期とする次期委員について、6月19日から7月17日の期間において募集を行いました。自薦、他薦を併せ、22人の応募があり、認定農業者9人、認定就農者1人を含む19人の方を選任いたしました。

次に、2の「委員における認定農業者等の占める割合」でございますが、委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律により、認定農業者等が委員の過半数を占めなければならないと定められております。今回の選任の結果は、選任者19人のうち認定農業者は9人であり過半数を占めることにはなりません。地域内の認定農業者が少ない場合におきましては、認定農業者に準ずる者を含め、委員の過半数とすることができる例外が認められております。

3の「認定農業者が少ない場合の例外」ですが、これは認定農業者数が委員定数の8倍を下回る場合において認められるものであり、伊勢市における認定農業者数117が委員定数を8倍した152を下回っておりますので、地域内の認定農業者が少ない場合に該当いたします。

「主な認定農業者に準ずる者」につきましては4に記載のとおりですが、今回選任した方につきましては3の「認定就農者である個人」でございます。このことから、今回の委員の任命につきましては、御説明申し上げました例外を適用したいと考えております。

今後の手続につきましては、令和2年9月市議会定例会へ、まず委員の過半数を認定農業者又はこれらに準ずる者とするにつきまして同意をお願いし、同意が得られましたらその後、委員の任命につきまして同意をお願いする議案を提出したいと考えております。

以上「農業委員会委員の選任について」御説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎辻孝記委員長

本件も報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。
野口委員。

○野口佳子委員

ただいま説明を聞かせていただきましたんですけども、今回認定農業者等が委員の過半

数を占めないということで例外を適用すると聞かしていただきました。認定農業者者が117人もいるのになぜ応募者が9人しかいないのか、御説明をお願いいたします。

◎辻孝記委員長
農林水産課長。

●廣農林水産課長

認定農業者が117人いるのに、なぜそういう例外の規定という話でございますが、この改選の時期におきましては、各地域の自治会さん等に委員に関する推薦のお願いをさせていただいております。その際にはできるだけ認定農業者を推薦していただくようお願いをしているところなんですけども、ただ、認定農業者が少ない地域というのもありますので、必ずしも認定農業者から推薦されるとは限りません。そういった要因もありまして、今回の応募における認定農業者は9人であったということで認識いたしております。以上です。よろしくをお願いいたします。

◎辻孝記委員長
野口委員。

○野口佳子委員

それでは今後も委員を任命される際にこのような例外を適用することになるのですが、その点は何か考えていらっしゃるんですか。

◎辻孝記委員長
農林水産課長。

●廣農林水産課長

今回、このような状況で例外を適用したいと考えておるわけなんですけども、制度上、認定農業者であること、応募の条件とすることは難しいものと考えております。ですので、3年後に改選がございますので、その際には認定農業者が過半数必要であるといったことをさらなる周知を行いまして、できるだけ多くの認定農業者を推薦いただけるようお願いしたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

◎辻孝記委員長
野口委員。

○野口佳子委員

分かりました。本当に117人もおる中でなかなか認定農業者の人が農業委員になられないというのはちょっと、また今後もいろいろと考えていただけるということですのでよろしくをお願いいたしたいと思います。

それで今、女性の登用につきましても重要なことであると思いますので、今回の選任に

当たりましてその点についての市の考え方をお聞かせください。

◎辻孝記委員長

農林水産課長。

●廣農林水産課長

委員仰せのとおり、この男女共同参画の推進に当たりまして、このような委員に積極的に女性を登用とすることは重要であると考えております。

現状の農業委員において女性の委員は見えませんが、今回は2名の方が地域から推薦され選任させていただいた状況でございます。以上です。

◎辻孝記委員長

野口委員。

○野口佳子委員

分かりました。女性も男女共同参画の中で以前から女性の農業委員をとということで私もさせていただいたことがありますので、ぜひこれは女性の人たちも農業に一生懸命に関わっていますので、よろしく願いいたしたいと思います。

担い手対策につきましても、遊休農地対策など地域農業における課題は少なくない状況であります。こんな中で、地域における農業委員の役割は非常に重要なものがあります。今後とも農業委員会におきまして、連携を図って、農業振興の推進を図られますようよろしく願いいたします。ありがとうございました。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【所管事業の令和2年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎辻孝記委員長

次に、「所管事業の令和2年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、主要な事業について、常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況等について例年報告を受けております。昨年度は11月18日に実施し、5事業について報告をいただきました。過去の選定事業については、資料5-1、年度別選定事業表のとおりであります。今年度も5事業程度を選定し、12月定例会前までに実施することといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

今後の進め方でございますが、委員の皆様から報告の対象としたい事業がありましたら9月7日、月曜日までに正副委員長、または事務局の担当書記へ御連絡をお願いしたいと思っております。

参考として資料5-2、令和2年度歳出予算款別説明表を配付させていただいております。委員から希望された事業等、正副委員長において5事業程度を選定し、9月定例会中の常任委員会で決定したいと思っております。併せて閉会中の継続調査の申し出も決定したいと思っております。

この件について委員の皆様から何か御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、本件につきましては5事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

◎辻孝記委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

【行政視察について】

◎辻孝記委員長

次に、「行政視察について」を御協議願います。

まずは、管外行政視察について御協議願います。

本件につきましては例年5月ごろに実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、延期となっているのであります。しかし、いまだ終息の兆しが見えてきていないこと、全国的に感染者が発生をしているということを鑑みまして、今期中の管外行政視察は中止させていただきたいと思っておりますが、このことにつきまして御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないですのでお諮りいたします。

管外行政視察の実施につきましては中止としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

次に、管内行政視察について御協議願います。

本件につきましては、3月13日の本委員会協議会において、「神菌11-1号線道路整備工事について」管内行政視察を実施することが決定され、6月1日の本協議会において実施時期等の詳細について正副委員長に御一任いただいているものであります。

本件につきましても新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止とさせていただきたいと考えております。このことにつきまして御発言はありませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

その件は私のほうでお願いをした件だと思いますので、私からちょっと申し上げたいと思います。

当然、方法があってね、別に直接やろうかというやり方もそれはできんことないと思うんですけど、今回はこの委員会として管内視察をすることについては中止したほうがいいかなど、こんなことを思うわけでありましてけれど、実際この事業は非常に課題も多かったことですので、やはり写真、動画等々で、当局からそういった確認ができるような状況のことだけちょっと当局のほうとどういった形やったらできるかということも含めてですね、委員長のほうで協議をしていただきたいなど、こんなことを思います。それをもって視察に変えるというわけではあれですけど、一旦そういった形で管内視察をして、神菌11-1号線についてはそのような状況でしていただいたらどうかなど。よろしくお願ひします。

◎辻孝記委員長

ただいま宿委員から中止についてはいいということでお話がありました。

また、その視察を中止することにおいて、現場が分からないというお話ですので、現場が分かるような資料等を委員の皆様へ配付できるような形を考えていきたいと思いますが、その点について御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようでありますので、お諮りいたします。

管内行政視察の実施につきましても中止としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時40分